

## さいたま市水道局告示第41号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業の廃止について届出があったので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第3号の規定により告示する。

令和8年3月27日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 廃止年月日

令和6年12月31日

2 廃止する事業者

- 次の表のとおり

| 指定番号  | 名称       | 住所                 | 代表者氏名 |
|-------|----------|--------------------|-------|
| 第328号 | 山下風呂水道設備 | さいたま市北区宮原町3丁目163番地 | 山下 真司 |

3 廃止の理由

事業を行わないため。